

「館灯」投稿、編集、並びに公開申し合せ事項

- (1) 投稿者は、原則として「東海地区協議会」加盟館館員であることとする。
- (2) 論文は、1人1編とする。
- (3) 論文提出の際は、必ず所属の大学図書館を通すこと。但し、講演者の原稿は例外とする。
- (4) 論文には、所属する大学図書館名を正しく記入する。
- (5) 論文の掲載順序は、講演、研究発表、投稿の順とする。
- (6) 「館灯」に掲載された論文(講演者、研究発表者、投稿者によって執筆されたもの)は、「東海地区協議会ホームページ」で公開する。
- (7) 加盟館名簿には、個人名を掲載しない。
- (8) その他、必要な事項は、東海地区協議会常任幹事会において適宜考慮する。

この申し合せは、2003年5月30日より実施する。

この申し合せは、2005年5月24日より実施する。